



国 監 告 第 15 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年度第 2 回定期監査
における指摘事項等の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 6 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

(写)

国政経発第 234 号

令和 6 年 12 月 5 日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市監査委員 稗 田 美菜子 様

国立市長 永 見 理 夫

令和 6 年度第 2 回定期監査における指摘事項等の措置について（通知）

令和 6 年 1 1 月 1 9 日付国監発第 3 3 号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 教育部

担当部局長 教育部長 橋本 祐幸

以上

【指摘事項】

(1) ガソリン給油カードの管理について

ガソリン給油カードは、キャビネットに保管されていたが、そこは鍵のついていないところであった。

管理を厳重にされたい。

措置前の状況

ガソリン給油カードを施錠していないキャビネットに保管していました。

措置の内容

保管場所を金庫に変更し、厳重に管理しています。

【要望事項】

（１）行方不明の書籍への対策について

行方不明の書籍は、長期未返却本や貸出、返却漏れ等の手続きミスによるもの、盗難によるものなど、様々な理由から発生しており、それぞれ対策を考えて対応している様子を伺うことはできた。

しかし、不明の書籍は 500 冊程あるということなので、引き続き、効果的な対策の努力を続けていただきたい。

措置前の状況

長期未返却本については、定期的な督促はがき、電話、訪問等による返却促進を行っています。

また、窓口業務において、貸出、返却漏れ等の手続ミスが生じないように充分留意をして業務を行っています。

措置の内容

長期未返却本については、引き続き、定期的な督促はがき、電話、訪問等による返却促進を効果的に行っていきます。

貸出、返却漏れ等の手続ミスによるものについては、窓口業務をより慎重に行うよう徹底していきます。

盗難によるものは、対策が難しいですが、盗難防止ゲートの設置及び資料の IC タグの導入も視野に入れ、費用対効果等を含めて検討していきます。

【要望事項】

(2) 自転車の管理について

中央図書館では庁用自転車を3台所有しているが、2台はほぼ使用されていない様子で、管理状況が良くなかった。

実際に3台保有する必要があるかどうかを確認したところ、年に数回は同時に複数台使用する可能性があるということなので、いつでも使用できるよう、定期的に確認し、管理されるよう、要望する。

措置前の状況

直近では、令和5年度に庁用自転車3台の状態の確認及び修理を実施しましたが、今年度は使用頻度が低かったため、定期監査の時点でタイヤの空気が抜けている状態でした。

措置の内容

最近は使用頻度が下がっていますが、年に数回は同時に複数台使用する可能性があるため、定期的に確認及びメンテナンスを行い、いつでも使用できる状態を保つようにします。